

連結納税制度適用企業の研究 ～制度適用の価値はあるのか～

経済学部現代ビジネス学科3年
長谷川 雄紀

《論文要旨》

企業が利益を維持・増大させるにはコストを圧縮しなければならない。このコストには売上原価、販売費及び一般管理費などの本業で発生するもの、営業外費用や特別損失などの本業以外で発生するものがあるが、もう一つ、全ての企業が避けて通れないコストがある。それが法人税である。日本の法人税は法定実効税率で30%と企業の利益を大きく圧迫する。

企業はこの高い法人税を少しでも節約しようと努めるが、それが非合法的な手段であってはならない。合法的に節税する手段はいくつかあるが、その1つに連結納税制度がある。

連結納税制度は2002年度から導入され、本年で9年が経過した。だが、企業がこの制度を利用できているのかは明らかではない。そこで本稿ではわが国の連結納税制度に焦点を当て、同制度の適用は本当に価値があるのかという問題を提起しこれを検証した。

分析の手法と結果を以下にまとめる。



第1章

連結納税制度の導入経緯と特徴に触れ、概要を整理した。

第2章

連結納税制度の損益通算のメリットを享受できるか探るため、傾向を分析した。ここでは適用企業のグループ規模に注目してから、税引前当期純利益連単倍率を非適用企業と比較した。比較は適用企業全体と非適用企業全体の数値、さらに連単倍率でグループ分けした数値を用いた。さらにそれぞれの数値が統計学的に正しいかを実証するため検定を行った。結果は、適用企業と非適用企業の連単倍率は1倍を超えており、差があるとは必ずしも言えないことが明らかになった。

第3章

適用企業の法人税負担水準を計るためETR (Effective Tax Rate) を非適用企業と比較した。ここでも適用企業全体と非適用企業全体の数値、そして税引前当期純利益連単倍率グループごとの数値を使用し、それぞれの数値で検定を行った。結果は、適用企業のETRは非適用企業より低く、ETRと税引前当期純利益連単倍率には相関性があることが明らかになった。

これらの分析結果より、連結納税制度適用企業は同制度を利用できているとは必ずしも言えず、適用の価値は見出せないと結論付けた。

目次

序章

第1章 日本における連結納税制度の概要

- 第1節 連結納税制度導入までの経緯
- 第2節 連結納税制度の特徴

第2章 連結納税制度適用企業の傾向分析

- 第1節 分析対象
- 第2節 適用企業の規模
- 第3節 適用企業の連結子会社数
- 第4節 税引前当期純利益の連単倍率

第3章 連結納税制度適用企業の ETR 分析

- 第1節 適用企業の ETR
- 第2節 連単倍率グループ単位の ETR

終章

〈参考文献〉

〈参考ホームページ〉

〈参考データベース〉

〈付録 サンプル企業リスト〉

序章

日本の法人税制は1940年に法人税法が制定されてから目まぐるしく変遷してきた。これは日本国内ならびに世界の経済状況や企業経営の状況などを踏まえて、最適な法人税制度の構築を目指し修正されてきたためである。近年では2010年12月16日に平成23年度（2011年度）税制改正大綱が閣議決定され、法人税実効税率を5%引き下げることが盛り込まれており、12年ぶりの実効税率引き下げがなされるという点で注目を浴びていた。この大綱は2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により実行見送りとなってしまったが、やはり日本の法人税制が時代と景気にマッチするように修正されているのは確かである。

だが、日本の法人税は諸外国と比較して依然高水準であり、日本企業の利益を圧迫する要因となっている。また、企業利益と税法上の課税所得には差異があり、課税所得が増大した場合には納税額も増大するというケースもある。企業が利益を増大させるためには売上原価や販売費及び一般管理費等の本業でのコストを圧縮するだけでなく、法人税の納税額を極力抑えるように経営をコントロールすることも必要になるだろう。

このような日本の法人税制の中で、合法的に課税所得を減少させることができ、かつ適正な納税ができるように導入された制度の1つが連結納税制度である。2002年度決算から導入された同制度は本年度で9年が経過し、日本企業の間でも浸透してきている。2010年度税制改正では、子会社の単体欠損金持ち込み制限などの従来から同制度のデメリットとされてきた点も緩和され、制度適用がしやすくなってきている。だが、企業がこの連結納税制度を適用し、十分に利用できているのかはまだ明らかではない。

そこで本稿では、わが国の連結納税制度に焦点を当て、日本企業による同制度の利用状況を調査するとともに、同

制度を適用することは本当に価値があるのかどうかについて考察していく。

本稿は以下の通りに進めていく。第1章ではまず連結納税制度の概要について整理し、連結納税制度を適用することで得られるメリットとデメリットについて触れる。第2章では連結納税制度を適用した企業の傾向を分析し、損益通算メリットを享受している可能性があるか探る。第3章では第2章の内容を踏まえて連結納税制度適用企業の法人税負担水準の分析をする。終章では企業が連結納税制度を十分に利用できているのか、適用の価値はあるのかを判断し結論付ける。

第1章 日本における連結納税制度の概要

第1節 連結納税制度導入までの経緯

日本における連結納税制度導入までの経緯を遡ると、1967年5月の企業会計審議会における「連結財務諸表に関する意見書」に端を発する。この時点では連結財務諸表および連結納税制度導入の啓発だけに留まっており、経済界でしばらく大きな議論はされなかった。

具体的に検討が始まったのは、1996年3月の日本経済団体連合会における「連結納税制度に関する提言」の発表からである。この頃から日本は、1997年6月の独占禁止法改正による持株会社の自由化や、1999年の商法及び税法における株式交換・株式移転制度の創設などの企業組織再編成に係る法制が整備されるようになり、企業グループでの連結経営が定着し始めてきていた。また、2000年には「会計ビッグバン」によるパラダイムシフトの1つである連結決算中心主義が導入され、従来の個別決算に基づく開示制度から企業グループの決算書類である連結財務諸表を中心とした開示制度へと移行された。

だが、このようなグループ経営をしている企業が適正な法人税を納めるためには、決算だけでなく納税もグループ一体となってする必要があった。また、日本経済のグローバル化・ボーダーレス化が加速していく中、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等の主要先進国がすでに連結納税制度を導入していたこともあり、国際的税務戦略を立案する上でそのような諸外国と同等な制度を導入する必要があると日本企業側からも要求されていた¹。

このような背景から経済界を中心として連結納税制度導入についての関心が高まり、強い要望を反映し1998年12月の平成11年度自由民主党税制改正大綱において「平成13年（2001年）を目途に連結納税制度を導入すべくその準備に着手する」と明記され、導入の機運が高まった。平成13年度税制改正で企業組織再編税制が構築され、同年の税制改正大綱で連結納税制度導入は平成14年度（2002年度）導入を目指すとして記述され先送りになったものの、導入の準備は着々と進められた。

そして2001年12月、自由民主党、公明党、保守党の与党三党による平成14年度税制改正大綱が公表された。この要綱が2002年1月に閣議決定され同年2月に平成14年度税制改正案（租税特別措置法などの一部を改正する法律案）として通常国会に提出された。2002年6月にこの法案が成立し、連結納税制度は2002年4月に遡及される形で導入され、2003年3月31日以後に終了する事業年度から適用されることとなった。

第2節 連結納税制度の特徴

ここでは連結納税制度の特徴として、適用範囲と享受できるメリット、デメリットについて触れておく。

連結納税制度が適用される範囲は、企業グループ内の各法人のうち内国の親法人とその100%子法人に限られる（法人税法第4条の2）。この100%というのは親法人が子法人の発行済株式を直接または間接的に全て保有している状態である。制度の適用は任意であるが、適用を決定すると100%子法人は全て対象となる。また、外国法人や非営利法人等は適用の対象外となる。

連結納税制度を適用することで享受できるメリットは大きく分けて2つある。まず同制度の特筆すべき特徴であり、かつ最大のメリットは、親法人と子法人の損益を通算できることである（法人税法第81条、81条の2）。連結グルー

1 河本幹正（2000）「連結納税制度に係る税務上の諸問題」『税務大学校論議』35号 p.4-47より。

プ内に欠損法人があった場合、他の連結法人の課税所得と合算してグループ全体での課税所得を減少させることができる。そのような意味で節税効果があると言える。連結納税制度特有の事務負担が発生するなどのデメリットもあるが、場合によっては大きく納税額を減少させることが可能である。

例を用いて説明すると次のようになる。

(例1) ある親法人と100%子法人2社で構成されるグループがある。この3社のX年度の所得は次の様になっている。

法人	親法人	子法人	子法人
損益	1,000	▲ 500	▲ 500

このグループが単体納税する場合欠損の子法人には課税されないが、親法人には所得が発生しているため、親法人のX年度の納税額 = $1,000 \times 30\%$ ²

$$= 300$$

となり、グループ全体では300の法人税が徴税される。

一方、連結納税する場合、グループ内の損益を通算するので、

グループ内のX年度の課税所得 = $1,000 - 500 - 500$

$$= 0$$

となるため、法人税が発生しないことになる。

これは単年度でグループ内の課税所得が0になったケースであるが、欠損した場合はどうなるであろうか。

(例2) 例1で取り上げたグループのY年度、Z年度の所得が次の様になった。

Y年度

法人	親法人	子法人	子法人
損益	1,000	▲ 1,000	▲ 500

Z年度

法人	親法人	子法人	子法人
損益	2,000	▲ 500	▲ 1,000

このグループがY年度も連結納税する場合、課税所得は

グループ内のY年度の課税所得 = $1,000 - 1,000 - 500$

$$= \text{▲} 500$$

となる。この場合法人税は徴税されないが、損益通算の結果発生した連結欠損金は時期以降7年まで繰越控除が可能である(法人税法第81条の9)。続くZ年度の課税所得は連結繰越欠損金を利用して、

グループ内のZ年度の課税所得 = $2,000 - 500 - 1,000 - 500$

$$= 0$$

とすることができ、課税所得を減少させることができるのだ。

よって、損益通算の結果欠損金が発生しても繰越控除することにより複数年にわたってメリットを享受できるということになる。

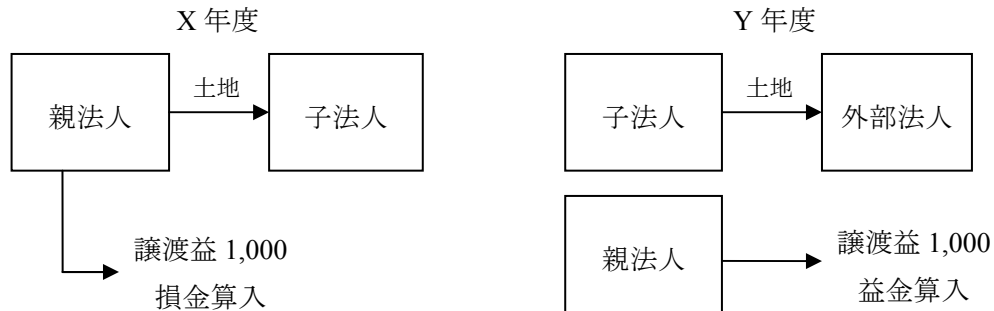
この節税効果の極大化を図るためにはいかにして企業グループを構成するかが重要になる。よって、子法人の株式取得と譲渡により連結の範囲を操作して企業グループの課税所得をできるだけ少なくすること、あるいは0にすることが連結納税制度を最大限に利用している状態である。だが過剰に適用範囲の操作を行うと税務局から租税回避行動と認識され懲罰を受ける可能性もあるので、過度な適用範囲の操作は危険である。

もう1つのメリットは、内部取引に係る譲渡損益を繰り延べることができる点である。仮に連結グループ内で資産を譲渡しその利益が発生した場合、その資産がグループ外に譲渡されるまでは内部利益とされ、課税が繰り延べられ

2 法定実効税率40%から住民税、事業税の税率を差し引いた値である。

るためこれも節税の効果がある（法人税法第 81 条の 10、61 条の 13）。こちらも例を用いて説明しよう。

（例 3）ある企業グループの親法人が X 年度に 100% 子法人に土地を譲渡し、親法人に 1,000 の譲渡益が発生した。子法人は Y 年度にこの土地を外部の法人に譲渡した。



X 年度においてこの譲渡された土地が企業グループ内にある場合、親法人が得た譲渡益 1,000 は損金に算入され、課税が繰り延べられる。

Y 年度においてこの土地が外部に譲渡された場合、X 年度に損金算入された 1,000 は益金に戻し入れ、ここで譲渡益に対して課税される（法人税法第 81 条の 10、61 条の 13）³。よって、

$$\begin{aligned} \text{納税額} &= 1,000 \times 30\% \\ &= 300 \end{aligned}$$

となり、X 年度に発生した譲渡益に対する法人税 300 は Y 年度に繰り延べられる。

このように、内部取引における譲渡損益で法人税の繰延効果が期待できる。

連結納税制度にはこれらのようなメリットだけではなく、デメリットも存在する。序章で述べたが、連結納税制度を適用するにあたっての最大のデメリットであった、制度適用前の連結子会社の単体欠損金が適用開始時に切り捨てられてしまうという点は 2010 年度税制改正により緩和された（法人税法第 81 条の 9）。これにより大きな障壁は取り除かれたが、他にも以下のような点もデメリットとして挙げられる。

- ・ 連結親法人の事業年度に合わせるための事務負担
- ・ 適用開始時における連結子会社資産時価評価で発生する含み益の計上（法人税法第 61 条の 11・12）
- ・ 原則的に継続適用（取りやめる場合は国税庁長官の承認が必要 法人税法第 4 条の 5）

これらのデメリットは企業や税務関係者の間では広く認識されていることであるが、さらに考えられるデメリットがある。それは連結納税制度適用以降に考えられる法人税負担額の平準化の問題である。これについても例を用いてシミュレーションしよう。

（例 4）例 1 で取り上げたグループの X 年度と Y 年度の所得は次のようになっている。この 2 事業年度において連結納税制度を適用した納税額と単体での納税額を比較する。なお、単体納税では X 年度に 2 つの子法人で発生した欠損金を Y 年度に繰越控除する。

X 年度			
法人	親法人	子法人	子法人
損益	1,000	▲ 500	▲ 500

Y 年度			
法人	親法人	子法人	子法人
損益	1,000	1,000	500

3 実際の連結法人間取引は時価により行うため、それぞれの譲渡原価には差異が発生する。

X年度の納税額

適用… $(1,000-500-500) \times 30\%=0$

単体… $1,000 \times 30\%=300$

Y年度の納税額

適用… $(1,000+1,000+500) \times 30\%=750$

単体… $1,000 \times 30\% + (1,000-500) \times 30\% + (500-500) \times 30\%=450$

2事業年度の法人税額合計

適用… $0+750=750$

単体… $300+450=750$

このように連結納税制度を適用する場合と単体納税の場合とで、複数事業年度にわたっての法人税額合計が変わらないということが起こりうるのである。これでは連結納税制度を適用してもその効果が得られず、デメリットだけを背負うことになってしまいかねない。連結納税制度の最大のメリットである損益通算の効果を発揮させるには、連結での課税所得を減少させなければならない。つまり、適用範囲に含まれる連結子会社が赤字であること、長期的視点に立つならばその子会社が慢性的に赤字状態であるのが理想なのだ。だが、経営上この状態が望ましいとは言い難いので、損益通算のバランスを取ることは難しい。このような特徴を踏まえると、連結納税制度適用の決定をすることは重要な意思決定であると言える。

第2章 連結納税制度適用企業の傾向分析

第1節 分析対象

本稿で分析対象とする企業は連結納税適用企業の規模をなるべく揃えるため、東京証券取引所1部に上場しており、決算期が3月の企業に限定した。さらに同制度を初年度から適用している企業に絞り込む。具体的には、データベース「eol」の内容全文検索機能を用いて、2003年3月期の有価証券報告書において「連結納税 and 適用」と検索しヒットしたもの（ただし、銀行・証券・保険等の金融業を除く）から、データベース「日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」」で過去9年分のデータを入手できる企業を抽出した。結果、総サンプル数は46社となった。また、比較対象企業として上記の46社と同一業種⁴であり、2002年度における総資産額がなるべく近似した連結納税制度非適用企業をこちらも46社選出した。

第2節 適用企業の規模

ここから、連結納税制度を初年度から適用しているのはどのような傾向にあるか探っていき、最大のメリットである損益通算の効果を享受できるかという点について検証する。まずは、適用企業の総資産規模から見てみよう。図表1は総資産額別に適用企業数を調査したものである。総資産額は2002年度の数値である。

図表1 総資産額別適用企業数

総資産額	適用企業数
100億円～1000億円	16社
1001億円～5000億円	14社
5001億円～1兆円	5社
1.1兆円～5兆円	7社
5.1兆円以上	4社

(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

4 日経業種分類に基づく。

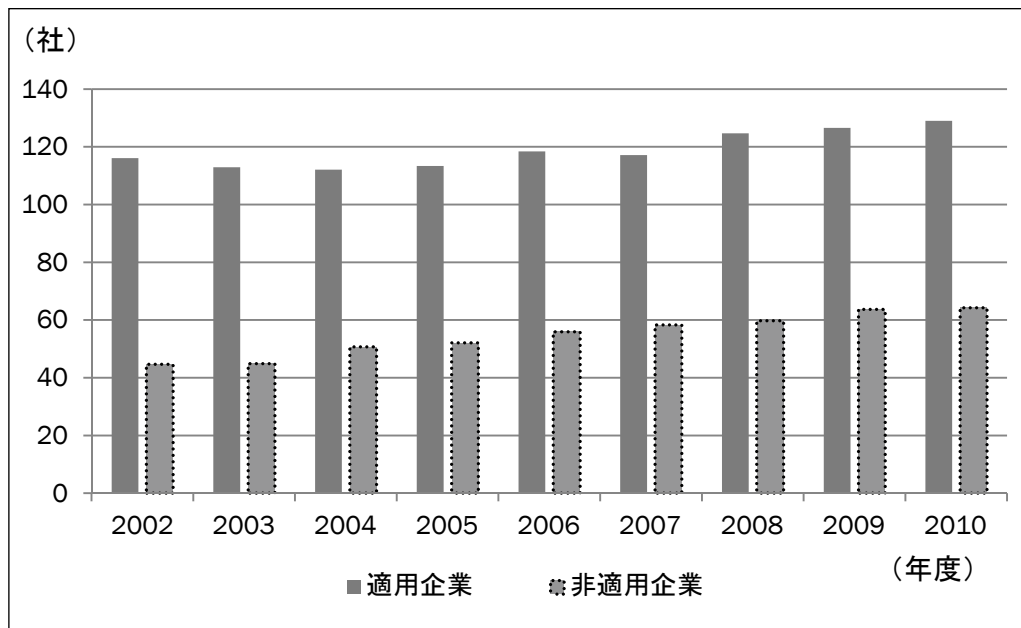
図表1を見てみると、総資産が100億円～5000億円ほどの企業の適用数が多く、あとはそれ以上の大企業であることがわかる。これらの企業のなかには日立製作所や東芝、丸紅や伊藤忠商事などの日本でも有数の大企業が含まれており、総じて適用企業の規模はかなり大きいと言えるだろう。

では、これらの企業に共通していることは何であろうか。

第3節 適用企業の連結子会社数

上記のような企業に共通することは、連結グループの規模が大きいことだ。そこで、適用企業の連結子会社数を見てみよう。図表2は連結納税制度適用企業と非適用企業の連結子会社の平均を、日本が連結納税制度を導入した2002年度から比較したものである。

図表2 連結子会社数平均の比較



(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

図表2を見ると、連結納税制度適用企業の連結子会社数平均が高いことがわかる。これより、適用企業は制度適用範囲に組み込む子会社の選択肢が多いということがうかがえる。欠損した子会社の発行済株式を100%取得して連結納税制度の適用範囲に含めれば、損益が通算され課税所得を圧縮できるのでこの選択肢が多いことはメリットになるだろう。

第4節 税引前当期純利益の連単倍率

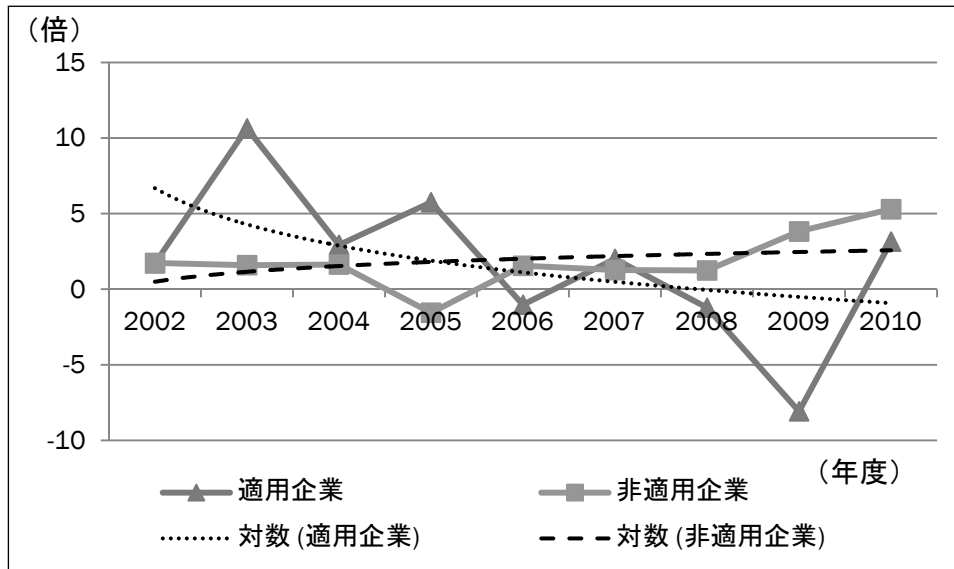
適用企業は連結子会社が多いことがわかったが、欠損している子会社がなければ連結納税制度の損益通算のメリットは享受できない。そこで、適用企業と非適用企業における税引前当期純利益の連単倍率から傾向を探ってみる⁵。一般的に、連単倍率が高ければそれだけ子会社の連結業績に対する貢献度が高いことになるが、連結納税制度の損益通算メリットを享受できる状態を考えると、連単倍率が低いほど子会社による節税効果が利いていると考えることができる。連単倍率の算出方法は以下の通りである。

$$\text{税引前当期純利益連単倍率 (倍)} = \text{連結税引前当期純利益} / \text{単体税引前当期純利益}$$

5 連単倍率とは、親会社の単独決算と子会社等を含めた連結決算との比重を表した数値。1倍を超えれば子会社等の貢献度が高いと言えるが、1倍を下回ると子会社等の赤字や減益により貢献度が低くなる。

図表3は連単倍率の推移を比較したグラフである。また、図表4はそれぞれの2002～2010年度の平均値と中央値を算出し比較したものである。図表4についてはそれぞれのデータが統計学的に有意であるのかを検証するためパラメトリック、ノンパラメトリックの検定と、それぞれの差の検定を行った。

図表3 税引前当期純利益連単倍率平均の比較



(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

図表4 税引前当期純利益連単倍率 9年間の平均値と中央値

	適用企業	非適用企業
平均値	1.76 (倍)	1.84 (倍)
t 値	1.276	2.194**
中央値	1.37 (倍)	1.23 (倍)
Z 値	-6.409***	-6.411***
平均値差の検定 t 値	-0.046	
中央値差の検定 Z 値	-1.065	

(備考) ***、**、*はそれぞれ有意水準1%、5%、10%を表す。

(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

図表3を見てもどちらが高い、低いというのは判断し難い。適用企業の近似曲線は右肩下がりであるが、変動が激しく一概に低下しているとは言えないだろう。また、図表4を見ると9年間の連単倍率は平均値では適用企業、中央値では非適用企業のほうが低くなっているが、適用企業平均値の検定では有意な結果が得られなかった。一方で、中央値についてはいずれも1%水準で有意であるものの、適用企業のほうが高くなっている。だが、適用企業と非適用企業との差の検定結果はどちらも有意でなかった。したがって、双方の連単倍率に差があるとは必ずしも断言できない。

そこで、適用企業と非適用企業双方で有意な結果が得られた中央値に限定し、さらに細かく分析するために4分位にして見てみよう。全体の連単倍率では差がなくてもグループ間では差が生まれるかもしれない。グループ分けは9年間の連単倍率平均が高い順に並べ、それを上位から25%ずつに4分割した⁶。なお、こちらでもそれぞれノンパラ

6 46社を4等分できないため上位2グループは12社、下位2グループは11社の構成となっている。なお、グループ名は上位からG1、G2、G3、G4である。

メトリック検定と適用企業と非適用企業の差の検定を行った。図表5は適用企業、非適用企業それぞれのグループの連単倍率中央値と、検定の結果をまとめたものである。

図表5 グループ単位での連単倍率 9年間の中央値の比較

	適用企業	非適用企業
G1 中央値	5.5 (倍)	2.6 (倍)
Z 値	-2.724***	-2.724***
G2 中央値	1.7 (倍)	1.3 (倍)
Z 値	-2.724***	-2.644***
G3 中央値	1.2 (倍)	1.1 (倍)
Z 値	-2.537**	-2.363**
G4 中央値	0.1 (倍)	0.7 (倍)
Z 値	-2.537**	-2.536**
中央値差の検定 G1 Z 値	-2.484	
中央値差の検定 G2 Z 値	-3.233**	
中央値差の検定 G3 Z 値	-0.986	
中央値差の検定 G4 Z 値	-1.576	

(備考) ***、**、* はそれぞれ有意水準 1%、5%、10%を表す。

(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

図表5を見ると、適用企業と非適用企業双方ともグループごとの中央値は全て有意なものであり、適用企業の連単倍率の方が高い傾向にある。しかし、それぞれのグループごとの差の検定はG2のみ有意だが、全体的には有意でないことが明らかになった。グループ別でも適用企業と非適用企業の連単倍率に差があるとは必ずしも言えないということが統計学的に実証された。

ここで、これまでの分析から考察できることをまとめる。まず、適用企業の連単倍率は非適用企業の1倍を超える連単倍率と差があるとは言えないことから連結子会社の業績は良好で、親会社の税引前利益を減少させる可能性は低いということがわかった。この状態は企業経営上大変好ましいことであるが、連結納税制度の損益通算メリットを享受しグループ全体での法人税額を減少させることは難しいであろう。

また、第1章で述べたような平準化の問題も浮かび上がる。連結納税制度を適用したものの、複数年を経た時に連結納税の法人税額が単体納税の法人税額と平準化し、そのメリットを十分に享受できずに結果連結納税制度のデメリットだけを背負ってしまうことも考えられる。

第2章では税引前当期純利益連単倍率から傾向を分析し損益通算のメリットを享受できる可能性を探ったが、その可能性は低いということが明らかになった。

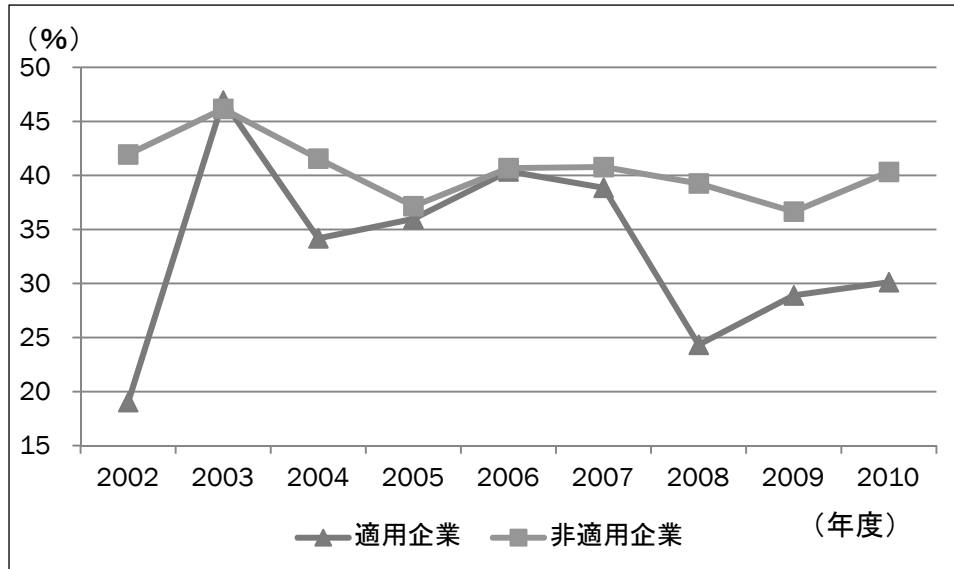
第3章 連結納税制度適用企業の ETR 分析

第1節 適用企業の ETR

第3章では実際の法人税負担水準にフォーカスする。そこで、連結納税制度適用企業の法人税負担水準を知るため ETR (Effective Tax Rate) を非適用企業と比較してみる。ETR とは企業個々の法人税実効税率を指す。これを算出することで企業の法人税負担率を計ることができる。算出方法は以下の通りである。なお、分析対象は前章と同じ適用企業 46 社、非適用企業 46 社である。

$$ETR (\%) = (\text{法人税等} + \text{法人税等調整額}) / \text{税引前当期純利益} \times 100$$

図表6 ETR 中央値の比較⁷



(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

図表7 ETR 9年間の平均値と中央値

	適用企業	非適用企業
平均値	28.5 (%)	39.9 (%)
t 値	7.633***	17.929***
中央値	32.0 (%)	40.8 (%)
Z 値	0.759	1.640
平均値差の検定 t 値	-2.633*	
中央値差の検定 Z 値	-2.257**	

(備考) ***、**、* はそれぞれ有意水準 1%、5%、10%を表す。

(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

図表6は適用企業と非適用企業のETRの中央値の推移を比較したものである。これを見ると、適用企業のETRは全体的に非適用企業より低く推移していることがわかる。特に2008年度以降は30%以下と、法定実効税率をも下回るようになっている。また、図表7は2002年度から2010年度までの平均値と中央値、それぞれの検定のt値とZ値をまとめたものである。これより適用企業と非適用企業双方とも中央値は有意でなかったものの、平均値については1%水準で有意であり、差の検定についても10%水準で有意であった。よって、適用企業のETRは非適用企業のETRよりも約10%低くなっていることが明らかとなった。

第2節 連単倍率グループ単位のETR

では適用企業のETRは2章で求めた連単倍率と関係するのだろうか。連単倍率が高いグループのETRが高く、連単倍率が低いグループのETRが低ければ相関性が見出せる。そこで、第2章で用いた連単倍率のグループをここでも使用し、グループごとにETRの平均値と中央値を算出してみよう。なお、ここでもパラメトリック、ノンパラメトリック双方の検定を行い、さらにそれぞれ差の検定も行う(図表8、9)。

7 平均値を用いると異常値の影響を受け比較が困難なため、今回は中央値を用いている。

図表 8 グループ単位での ETR 9 年間の平均値と検定結果

	適用企業	非適用企業
G1 平均値	35.3 (%)	45.0 (%)
t 値	4.277**	14.372***
G2 平均値	36.2 (%)	40.0 (%)
t 値	6.580***	11.159***
G3 平均値	28.5 (%)	40.0 (%)
t 値	3.564**	13.480***
G4 平均値	12.9 (%)	34.5 (%)
t 値	1.913*	4.794***
平均値差の検定 G1 t 値	-1.108	
平均値差の検定 G2 t 値	-0.577	
平均値差の検定 G3 t 値	-1.351	
平均値差の検定 G4 t 値	-2.191*	

(備考) ***、**、* はそれぞれ有意水準 1%、5%、10% を表す。

(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

図表 9 グループ単位での ETR 9 年間の中央値と検定結果

	適用企業	非適用企業
G1 中央値	42.0 (%)	42.5 (%)
Z 値	1.513	0
G2 中央値	37.0 (%)	40.2 (%)
Z 値	-0.908	0.302
G3 中央値	33.0 (%)	40.6 (%)
Z 値	0.029	0
G4 中央値	5.0 (%)	40.7 (%)
Z 値	0.029	0.670
中央値差の検定 G1 Z 値	-0.346	
中央値差の検定 G2 Z 値	-0.461	
中央値差の検定 G3 Z 値	-1.411	
中央値差の検定 G4 Z 値	-2.069**	

(備考) ***、**、* はそれぞれ有意水準 1%、5%、10% を表す。

(日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」より筆者作成)

図表 8 を見ると、適用企業と非適用企業双方とも全てのグループで有意な平均値が得られたが、グループ間の差の検定で有意な結果が得られたのは G4 のみで、他のグループ間の差は有意なものではなかった。

一方図表 9 を見ると、全てのグループの中央値で有意な結果は得られず、差の検定でも有意な結果が得られたのは G4 のみであった。

だが、適用企業と非適用企業双方のグループごとの平均値をもう一度見ていただきたい。双方とも下位グループになるにつれ ETR が低くなっていることがわかる。連単倍率が低いということは、連結子会社が減益や赤字などにより連結決算での税引前当期純利益を減少させている割合が高いということであるので、連結納税制度を適用すればそ

れだけ税負担を少なくすることができる。したがって、税引前当期純利益連単倍率と ETR には相関性があると言えるだろう。

第3章では適用企業の法人税負担水準を計るため、ETR を非適用企業と比較した。分析の結果は適用企業の ETR は非適用企業よりも低く、ETR と連単倍率には相関性があることが明らかになった。

終章

本稿は2002年度から導入された連結納税制度の適用価値はあるのかという問題提起について、適用初年度である2002年度から2010年度までの税引前当期純利益連単倍率と、ETR のデータから分析を行ってきた。まずは第1章で連結納税制度の概要についてまとめ、メリットとデメリットに触れた。第2章では連結納税制度の最大のメリットである損益通算の効果を享受できる可能性を計るため、初年度適用企業と非適用企業の税引前当期純利益連単倍率から傾向を分析した。結果は双方の連単倍率に差があると必ずしも言えないことが検定から明らかになり、損益通算のメリットを得られる可能性は低いということが明らかになった。第3章では双方の ETR を比較し、適用企業の法人税負担水準を分析した。結果は適用企業の ETR は非適用企業よりも低く、さらに ETR と税引前当期純利益連単倍率には相関性があることが明らかになった。

第2章と第3章それぞれの分析結果を交えて考察しよう。適用企業と非適用企業双方の税引前当期純利益連単倍率には差がないにも関わらず適用企業の ETR は低かったことより、税引前当期純利益連単倍率と ETR の相関性に反している。連単倍率が双方で差がなければ ETR にもさほど差が出ないはずであるからだ。連単倍率より損益通算のメリットを享受できる可能性が低いはずなのに ETR が低いということから考えられることの1つとしては、他の減税措置の存在がある。これには外国税額控除や研究開発費税額控除などさまざまな措置があるが、これらの恩恵を受けて ETR が低くなっている可能性が浮かび上がる。

また、今回使用した税引前当期純利益連単倍率はグループ全体と親会社単独の比重であり、100%子会社でない連結子会社や持分法適用会社も含まれているので、文章中ではあくまで可能性という言葉を使用した。もしこれらの連結子会社が赤字となっていればそれも ETR を低下させる原因となりうる。このような連結子会社を制度適用範囲に加入させれば損益通算のメリットを享受できるが、やはり連単倍率が非適用企業と差がなく、かつ1倍を超えていることから連結子会社の業績は良好で、メリットを享受できる可能性は低いと考える。

以上のことを踏まえて、連結納税制度の効果を十分に利用できているとは言い難く、適用の価値は見出せないと結論付ける。

本稿は連結納税制度の損益通算メリットに重点を置き進めてきた。だが内部取引の譲渡益についての課税繰延メリットについては触れておらず、このメリットもあるということをお忘れはならない。

また、連結納税制度の効果が発揮されるのは税引前当期純利益連単倍率が低い状態であり、実際は好ましい状態とは言えない。だが、第1章でも述べた通り連結納税制度を適用しそのメリットを得ながらも利益を維持できるバランスを取るのには難しい。この最適なバランスを検証する余地は十分にあり、明らかになれば非常に有益なものとなるだろう。

さらに、連結納税制度適用企業数は2008年6月30日時点で795社⁸しかない現状を考えるとまだまだ同制度は普及していない。同制度が導入されて6年経過した時点でこの状況であるのは、本稿で挙げたデメリットだけではなく何か大きな問題点があるのかもしれない。

同制度の最大のデメリットであった適用時における連結子会社の単体欠損金の切り捨てが2010年度税制改正で緩和された今、同制度の導入状況を調査していくとともに、同制度に関して研究、検証すべき点はまだまだ多くあるはずだ。以上で挙げた点は本稿の今後の課題としたい。

8 国税庁報道発表資料「平成19事務年度における連結納税に係る課税実績について」より。これは連結親法人の数である。

参考文献

- 秋峰晴男 (2001) 「連結納税制度に関する研究」『税務大学校論議』37号 p.323-481
- 阿部泰久 (2010) 「レポート 税制改革・日本経団連の主張 法人税の実質的な減税を」『日経ビジネス』2010年11月29日号 p.92-95
- 大淵博義 (2010) 『知っておきたい国税の常識 第13版』税務経理協会
- 株式会社パートナーズ・コンサルティング (2009) 「連結納税適用上場会社243社の実態調査」『プレスリリース』
- 河本幹正 (2000) 「連結納税制度に係る税務上の諸問題」『税務大学校論議』35号 p.4-47
- 国税庁 (2008) 「平成19事務年度における連結納税に係る課税実績について」『報道発表資料』
- 「合法的節税法 連結納税制度が使いやすくなった」『日経トップリーダー』2010年10月号 p.39
- 「実際の法人税の負担率はこんなに違う！ 会計と税務の差はこんなに大きい」『日経ビジネス』2011年2月28日号 p.28-29
- 「実は高い！法人税負担率 拡大する会計と税務の乖離が問題生む」『日経ビジネス』2003年11月10日号 p.114-117
- 三好ゆう (2007) 「わが国における産業別法人税負担の分析」『立命館経済学』第56巻・第2号 p.122-146
- 三好ゆう (2007) 「わが国の法人税改革と税負担の動向」『立命館経済学』第55巻・第4号 p.70-93
- 矢内一好 (2003) 『連結納税制度 主要論点の理論的検証』中央経済社

参考ホームページ

- 決算書WEB <http://kessansyo.com/> (2011年9月12日)
- 国税庁 <http://www.nta.go.jp/> (2011年8月20日)
- 法人税法—法令データ提供システム <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40HO034.html> (2011年9月25日)
- 連結納税制度 <http://yokosuka.jp/kkjm/hjn/b/hjn-b0301.htm> (2011年9月19日)

参考データベース

- 金融庁 EDINET <http://info.edinet-fsa.go.jp/> (2011年9月19日)
- 日経テレコン21 <https://t21.nikkei.co.jp/g3/CMNDF11.do> (2011年8月4日)
- 日経 NEEDS Financial QUEST「2.0」http://finquest.nikkeidb.or.jp/ver2/ip_hosei/ (2011年8月4日)
- 日経BP 記事検索サービス <http://bizboard.nikkeibp.co.jp/daigaku/> (2011年8月4日)
- CiNii <http://ci.nii.ac.jp/> (2011年9月22日)
- eol <http://eoldb.jp/EolDb/> (2011年8月20日)

付録 サンプル企業リスト

適用企業

東急不動産	日本軽金属	昭和電線ホールディングス
タツタ電線	明電舎	富士通
日立製作所	日本電気	東芝
OKI	ソニー	クラリオン
日本冶金工業	日本高周波鋼業	東京鉄鋼
大和工業	日本電信電話	光通信
富士紡ホールディングス	日本バイリーン	ダイワボウホールディングス
林兼産業	丸大食品	上新電機
日特建設	長谷工コーポレーション	大成建設
世紀東急工業	エス・バイ・エル	全日本空輸

千代田化工建設	日立造船	東芝機械
キッツ	日本化成	小田急電鉄
阪和興業	兼松	丸紅
伊藤忠商事	ニチモウ	三菱自動車工業
テンアライド	常磐興産	日本コロムビア
インプレスホールディングス		

非適用企業

住友不動産	住友軽金属工業	ノーリツ
コマニー	船井電機	キヤノン
パナソニック	デンソー	京セラ
パイオニア	ローム	ファナック
東洋鋼鈑	新家工業	日本電工
日本金属工業	KDDI	USEN
セーレン	ホギメディカル	片倉工業
太陽化学	J-オイルミルズ	ラオックス
東鉄工業	きんでん	清水建設
東芝プラントシステム	大本組	バスコ
ダイフク	NTN	JUKI
アマノ	戸田工業	名古屋鉄道
長瀬産業	スズケン	豊田通商
メディパルホールディングス	都築電気	マツダ
梅の花	ニチイ学館	ニフティ
もしもしホットライン		